

いつまでも住み慣れた地域で 自分らしく暮らすために

平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まります！



「介護予防・日常生活支援総合事業」を利用して、介護予防に取り組みましょう！

介護保険制度の改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）が創設され、八頭町では、平成29年4月から新たなサービスが利用できるようになります。

総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」とで構成され、65歳以上のみなさまの介護予防と日常生活の自立を支援することを目的として実施します。

みなさまのそれぞれの状態に合ったサービスをご利用ください。



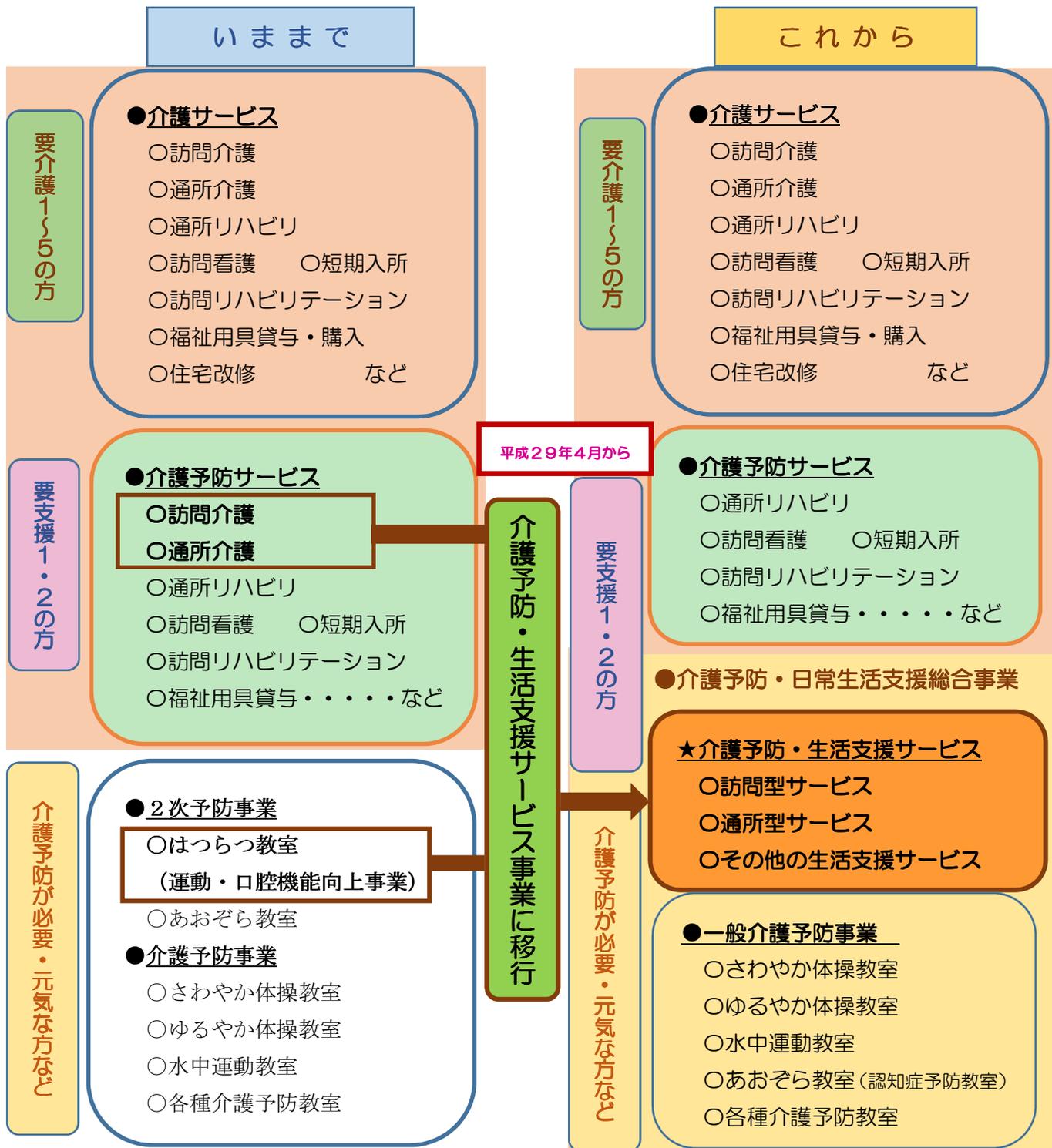
八頭町



Point

ここが変わります！

- 総合事業が始まると、介護予防サービスの「訪問介護」「通所介護」は総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」に移行します。
- 移行後の「訪問型サービス」では、従来のサービスに加え、利用料がより低額な八頭町独自のサービスが利用できるようになります。
- 「介護予防・生活支援サービス事業」のサービスのみを利用する場合は、要介護（要支援）認定の手続きをしなくても、基本チェックリストで事業該当者と判断されればご利用できます。

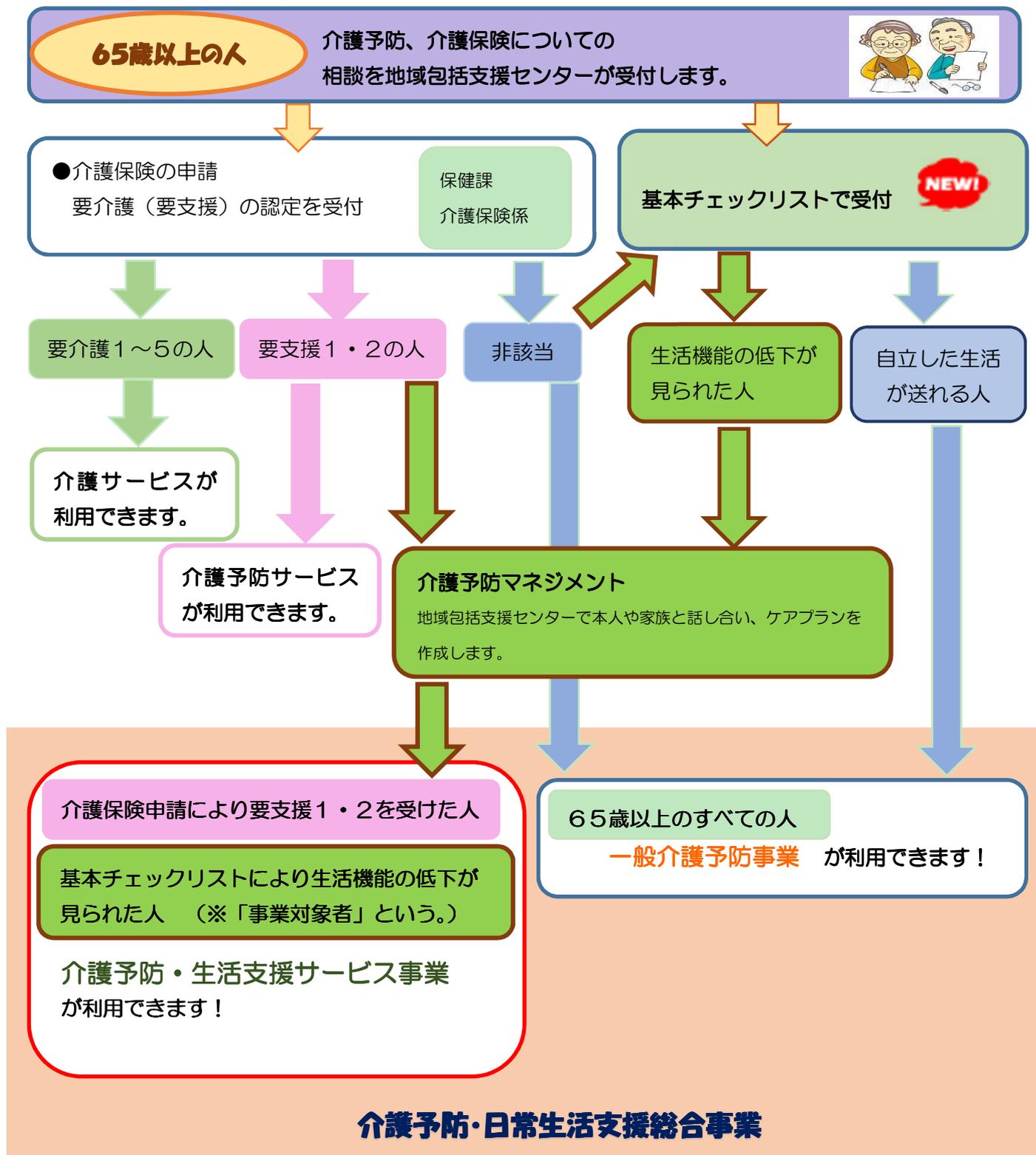


「訪問看護」「通所リハビリ」「福祉用具貸与・購入」「住宅改修」等のサービスを利用する場合は、引き続き介護保険の申請を受け、要介護1~5、要支援1・2の認定を受けることが必要となります。

サービス利用までのながれ



介護予防・日常生活支援総合事業には、要支援1・2の認定を受けた人や基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。



★基本チェックリストについて

基本チェックリストとは、25項目の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないか調べます。
介護予防・生活支援サービス事業のみを希望される場合は、基本チェックリストによる判定でサービスを利用できます。

介護予防・生活支援サービス事業

これまでの介護サービスに加え、地域の助け合い、まちづくり委員会、ボランティア団体などが提供する新しいサービスを利用できます。

- 対象者 ①介護保険申請により要支援1・2の認定を受けた人
②基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた人



ケアプランを作成

●介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターの職員などに相談し、サービスの種類や回数を決め、ケアプランを作成してもらいます。(無料)

訪問型サービス

●介護予防訪問サービス(現行相当サービス)

ホームヘルパーが訪問し、身体介護(食事や入浴の介助)、生活支援(買い物、調理、洗濯、掃除等)を利用者とともにいきます。

●生活支援サービス

地域のボランティアやまちづくり委員会などのサポーターが日常生活のちょっとした困りごと(ゴミだし、買い物等)を助け合いで行うサービスです。



通所型サービス

●介護予防通所サービス(現行相当サービス)

通所介護施設(ディサービスセンター)で食事のサービスや入浴、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどを日帰りで受けられます。



●住民主体通所型サービス

まちづくり委員会などの住民主体のつどいの場で、体操やお茶会(カフェ)などで地域の人との交流を行います。



●通所型短期集中サービス(6か月間)

各地域の社会福祉協議会、介護老人保健施設すこやかで、理学療法士、作業療法士、看護師による運動機能向上訓練と、歯科衛生士、看護師による口腔機能向上訓練を行います。

